

(仮称) 北海道こども計画原案（たたき台）の概要

1 総論

1 策定根拠	○ こども基本法第10条 〔都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする。〕
2 策定趣旨	○ 本道におけるこども施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する。
3 計画期間	○ 令和7年度から令和11年度までの5年間

2 計画の目標

1 めざす姿	○ 「こどもまんなか社会」の実現
2 基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども・若者が個人として尊重され、自分らしく幸せに成長できる地域社会の実現 『関連指標』 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもまんなか社会の実現に向かっていると思う人の割合（70%） ・こども政策に関して自分の意見が聴いてもらっていると思うこども・若者の割合（70%） ・こども基本法について知っているこどもや大人の割合（増加させる） ○ こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の実現 『関連指標』 <ul style="list-style-type: none"> ・安心してこどもを育てられる環境の向上 ・合計特殊出生率を全国平均まで引き上げる
3 基本方針と主な施策	

項目	主な（施策）内容
1 こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども基本法や（仮称）北海道こども基本条例について、全ての道民に正しく理解されるよう、周知・啓発に取り組む。 ○ いじめや虐待等、こども・保護者からの相談に対応できるよう、支援体制の充実を図る。
2 こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら共に進める	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道の施策について、ネット等を活用して全道のこども・若者から幅広く意見を聴き、道政へ反映されるよう取り組む。 ○ 障がいのあるこどもや社会的養育経験者（いわゆるケアリーバー）、ヤングケアラーなど、声を上げにくいこどもから意見を聴き、道政に反映させる取組を推進する。
3 こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな保育の担い手を増やすため、保育士・保育現場の魅力発信等を推進する。 ○ 全ての市町村で地域の実情に沿った産後ケア事業を実施できるよう、委託先医療機関との調整や助産師派遣等、事業の体制整備を促進する。
4 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭に対し、各総合振興局・振興局や母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、地域生活などに関する相談支援に取り組む。 ○ 北海道ケアラー支援条例等に基づき、条例に掲げる3つの柱に沿ってヤングケアラーへの支援を進める。
5 結婚、子育ての希望の形成・実現を阻む隘路の打破に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進める。 ○ 地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、一次産業の活性化・安定化を図る。

項目	主な（施策）内容
6 関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事をトップとするこども政策推進本部を中心に、全庁を挙げてこども施策を推進する。 ○ 振興局ごとに設置した協議会において、地域課題の把握や好事例の収集・共有、地域の実情に合った対策の検討を行うなど市町村支援に取り組む。

4 数値目標等

(1) 学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策（調整中）

(2) 認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業（調整中）

※上記（1）及び（2）については、本計画に包含する「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定めることとされている事項であり、子ども・子育て支援法により、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の積み上げとなることから、原案での記載に向け調整中。

(3) その他指標（目標）【抜粋】

主な指標（目標）	主な指標（目標）値	
	現状（年度）	目標値（年度）
1 こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る		
○ こどもの意見表明の機会の確保	こども向けパブリックコメントの実施（R5）	こどもの意見を施策に適切に反映
2 こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら共に進める		
○ いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う小学6年生と中学3年生の割合	小学校85.6%（R5） 中学校82.6%（R5）	100.0%（R9） 100.0%（R9）
3 こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援する		
○ 産後ケア実施市町村数	165市町村（R5）	全市町村（R11）
4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図る		
○ ヤングケアラー支援に関する研修受講者数	年間 791人（R5）	年間 800人（R7）
5 結婚、子育ての希望の形成・実現を阻む隘路の打破に取り組む		
○ 育児休業制度取得率	男性 29.4%（R5） 女性 83.5%（R5）	男性 85.0%（R12） 女性 90.0%（R12）

5 計画の推進体制

- こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員として設置した「北海道こども政策推進本部」において、全庁を挙げてこども施策を推進する。
- こども施策の推進を図るため、知事の附属機関として設置した「北海道こども施策審議会」において、計画の推進状況や施策等の評価を行い、施策や事業の進め方に反映させる。